

八幡市生活情報センターだより

令和5年3月

第57号



マスコットキャラクター
クーリン君

はい！
センターです

新成人18歳・19歳の消費者トラブル

令和4年4月1日の成年年齢引き下げから間もなく1年です。
契約当事者が18歳・19歳の相談件数上位をご覧ください。
契約は慎重に、困ったときはすぐに相談しましょう！

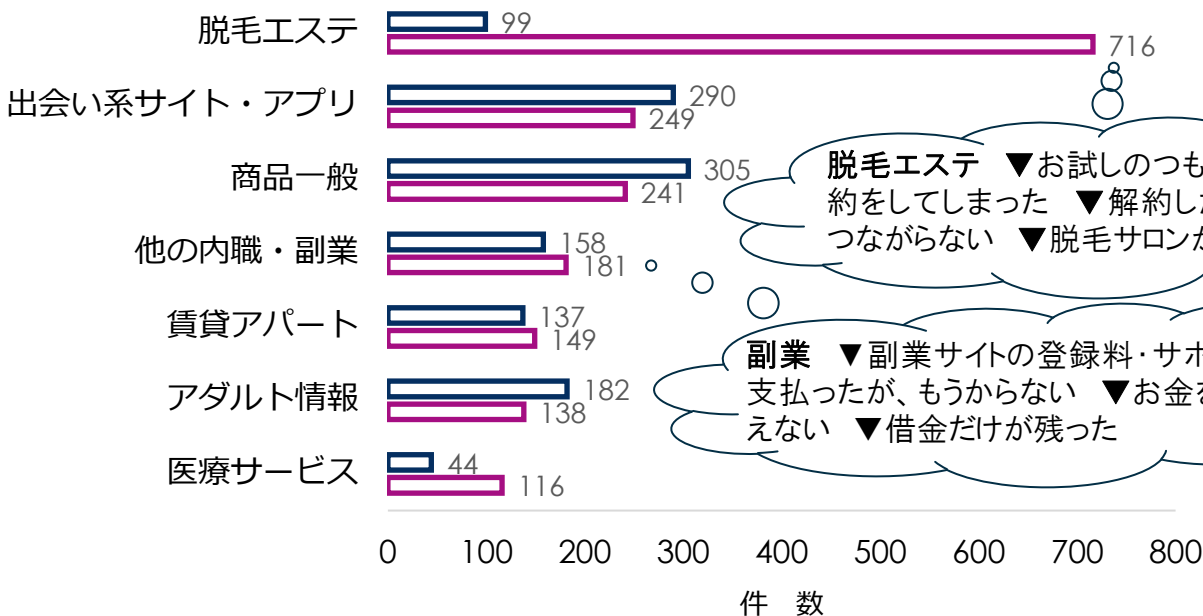
ネット情報に頼らず
すぐ相談を！



生活情報センター

商品・役務別相談件数(契約当事者18歳・19歳)令和4年度上位7位
(各年度10月末時点)

■上段・令和3年度 ■下段・令和4年度



脱毛エステ ▼お試しのつもりが高額な契約をしてしまった ▼解約したいが電話が
つながらない ▼脱毛サロンが破産した

副業 ▼副業サイトの登録料・サポート費用を支払ったが、もうからない ▼お金を返してもら
えない ▼借金だけが残った



令和3年度・4年度ともに10月末までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等を選び相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まない。裏面のデータも同データベースより。

困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00

13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)

〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟

18歳・19歳の急増トラブル

令和4年度 相談増加率の高い商品・役務等(契約当事者18歳・19歳)上位5位
(各年度10月末時点の件数で比較)

国民生活センター発表資料より

順位	商品・役務等	対前年度比(倍)	令和4年度(件)	令和3年度(件)
1	痩身エステ	25.00	25	1
2	脱毛エステ	7.23	716	99
3	エステティックサービス	4.18	46	11
4	医療サービス	2.64	116	44
5	コンサート	2.47	94	38

トラブル防止のポイント

- ☞ 相談増加率1位から3位までが美容関連で、4位の医療サービスも脱毛が多数です。途中でやめたくなくても、精算額に納得できないという相談が多発しています。途中でやめたらどうなるかも確認し、契約内容に不安なことがあればきっぱり断りましょう。
- ☞ 5位のコンサートは、転売チケットの購入に関する相談が多く、「転売のチケットでは入場できなかった」、「SNSで知り合った人に代金を振り込んだが連絡が取れない」という相談が目立ちます。チケットは公式の販売サイトから購入しましょう。

18歳で成人 ちゃんと断れる大人になろう!

若者向け 消費者トラブル防止情報 発信中

消費者庁 LINE 公式アカウント

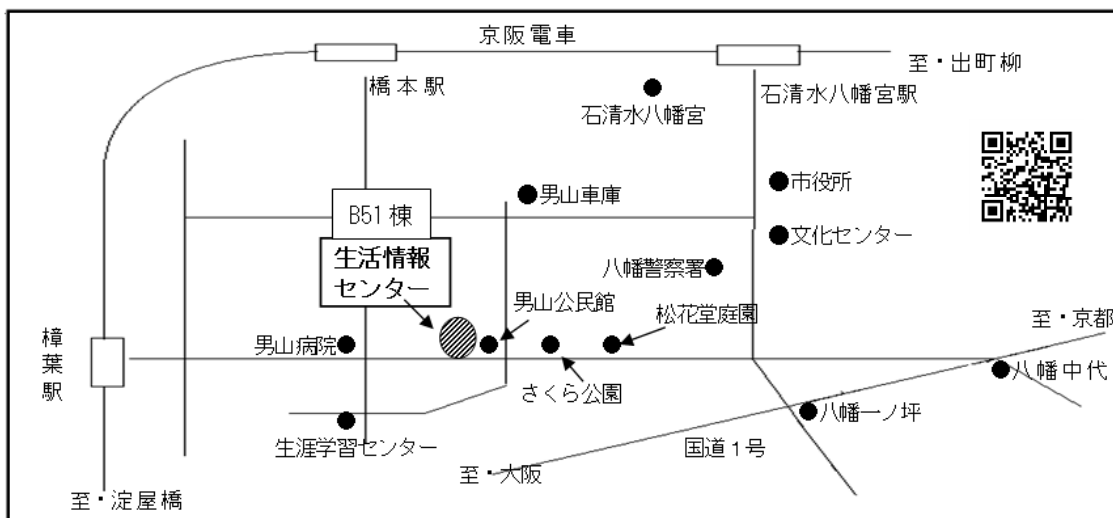
「消費者庁 若者ナビ!」



内容は随時更新されます

ともだち紹介、こづかい稼ぎ、命取り?! #副業 #うまい話は要注意

ゆりやんレトリィバァさん動画「モデル契約できるけど、命取り?!」



京阪電車「樟葉駅」または「石清水八幡宮駅」からバスで「中央センター前」下車徒歩1分
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟 TEL (075) 983-8400
相談受付時間 9:00~12:00、13:00~16:30 (月~金曜日) (年末年始・祝休日除く)